

J A みな穂の現況

(令和6年度みな穂農業協同組合ディスクロージャー誌)



みな穂農業協同組合

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（6年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	5
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	19
7. 主な事業の内容	20

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	30
3. キャッシュ・フロー計算書	31
4. 注記表	32
5. 剰余金処分計算書	54
6. 部門別損益計算書	55
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	57
8. 会計監査人の監査	57

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	58
2. 利益総括表	59
3. 資金運用収支の内訳	60
4. 受取・支払利息の増減額	60

III 事業の概況

1. 信用事業

（1）貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	61
② 定期貯金残高	61

（2）貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	61
② 貸出金の金利条件別内訳残高	61
③ 貸出金の担保別内訳残高	62
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	62
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	62

⑥ 貸出金の業種別内訳残高	62
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	63
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	64
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	64
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
⑪ 貸出金償却の額	65
(3) 内国為替取扱実績	65
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	66
② 商品有価証券種類別平均残高	66
③ 有価証券残存期間別残高	66
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	66
② 金銭の信託の時価情報等	66
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	66
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	67
(2) 医療系共済の共済金額保有高	67
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	68
(4) 年金共済の年金保有高	68
(5) 短期共済新契約高	69
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	70
(2) 受託販売品取扱実績	70
4. 指導事業	70

IV 経営諸指標

1. 利益率	71
2. 貯貸率・貯証率	71

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	72
2. 自己資本の充実度に関する事項	74
3. 信用リスクに関する事項	76
4. 信用リスク削減手法に関する事項	79
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	80
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	80
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	80

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項・・・	81
9. 金利リスクに関する事項	82

【JAの概要】

1. 機構図	83
2. 役員一覧	84
3. 会計監査人の名称	84
4. 組合員数	84
5. 組合員組織の状況	85
6. 特定信用事業代理業者の状況	85
7. 地区一覧	86
8. 店舗等のご案内	86

法定開示項目掲載ページ一覧	87
---------------------	----

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

日頃は、JA みな穂に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

農業・社会情勢では「農林中央金庫負債問題」や、「令和のコメ騒動」など、かつてない厳しい視線がJA及びJAグループに注がれました。そのような中で、農政の基本計画である「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、これまでの「食料の安定供給」に加え、「食料安全保障」の考え方が抜本的に強化されたほか、令和6年11月に「第49回JA富山県大会」を開催し、「持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して」4つの基本方針（①食料・農業戦略 ②くらし・地域活性化・組織基盤強化戦略 ③経営基盤強化戦略 ④広報戦略）を定めたところです。

令和7年度は、「第7次中期3か年計画」の初年度にあたります。JAみな穂及びJAグループでは、基本方針に基づき、「持続可能な組合経営」の下、「組合員・地域住民の営農活動と暮らし」を守るため、事業活動を展開してまいりますので、皆様の変わらぬご理解・ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

みな穂農業協同組合
代表理事組合長 矢木 龍一

1. 経営方針

JA みな穂は「地域農業の振興」と「一人一人の幸せづくり」を支援し、地域に根差した活動を実施します。

◇ 食料・農業政策

- ① 持続可能な地域農業の実践
- ② 需要に応じた生産・販売と水田フル活用による生産性の向上
- ③ 生産・販売一体となった農業所得の増大

◇ くらし・地域活性化・組織基盤強化

- ① 組合員・地域のニーズ把握と関係強化
- ② 総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮

◇ 経営基盤強化支援

- ① 持続可能な組合経営確立強化
- ② 組合員・利用者から信頼される組織業務運営の実践
- ③ 協同組合らしい人づくり

◇ 広報戦略

- ① 戦略的な情報発信に向けた広報活動強化
- ② 農政運動の強化
- ③ 農業に対する国民理解の醸成と消費者の行動変容

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（6年度）

◇ 全体的な概況

令和6年度は、コメの1等比率の改善といった明るい話題があった一方、米国の高金利政策の影響から円安が進展し、それに伴う物価が上昇しました。また南海トラフへの備えやインバウンド需要の回復、高温等の影響による流通量の減少等 様々な要因のもとで市場においてかつてないほどの「コメ不足」が発生しました。また、農林中央金庫の決算において運用に伴う多額の含み損が発生し、経営健全化を図るため、増資を行いました。

当期剰余金では、前年額を下回る1億7百万円の計上となりました。

◇ 指導事業

農業者の所得増大のため、水田フル活用を継続し、需要に応じた主食用米の生産、麦・大豆の生産維持、備蓄米、輸出用米や米粉用米等新規需要米の安定生産、高収益作物の生産拡大に取り組めました。

令和5年度の反省を踏まえ、ケイブン・堆肥による土づくりへの支援、カメムシ対策支援、中干しの徹底、適正な水管理、追加穂肥の施用などの指導を行う中、出穂後半の記録的な高温等の影響による白未熟粒の発生により等級が格下げとなり、コシヒカリの1等米比率は84.3%と、前年から大きく改善したものの目標の95.0%を下回りました。

また、平成21年から米の輸出取組みに対し、今般、農林水産省の「フラッグシップ輸出産地」に認定を受けました。今年度は海外32カ国、1,547トンにまで輸出量を拡大し、生産者119人（274ヘクタール）にて輸出用米に取り組めました。

組合員の健康推進活動の一環として、地域ぐるみで日帰り人間ドックの受診推進に取り組む2次検診の促進にも努めました。（受診者1,123名）

JAくらしの活動を基軸とし、「地域の活性化」「地産地消」を推進するため、「農村女性大学」を開催し、あいさい広場の出荷者及び出荷品目の増大にも努めました。

品種別出荷数量（単位：30k）

	総出荷数量	うち出荷契約米 (契約数量)	備蓄米	輸出用米	米粉用米 飼料用米
6年産米	464,253 袋	326,259 袋 (376,085 袋)	68,070 袋	51,590 袋	18,334 袋

◇ 信用事業

個人貯金残高伸長と顧客の利便性を目的とし、ATMやネットバンクでの預入を中心とした定期キャンペーンを実施しました。また、貯金流出防止策として相続資金や共済満期金の優遇金利商品を新しく設定しました。

農業資金融資は関係部署及び関係機関との連携により資金ニーズを把握し、新規1億66百万円の取扱高となりました。また、担い手農家向けセミナーを開催し情報発信を行いました。

◇ 共済事業

年間を通じて 3Q 活動・あんしんチェックを基軸とした加入者への保障点検フォロー活動を実施しました。また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に対応し、共済連富山県本部と協働で要領査定を実施し、迅速な支払いに努めました。(令和 7 年 2 月末現在 支払件数 1,046 件 支払共済金額 6 億 2,339 万円)

◇ 購買事業

地域に根差した購買事業展開を通じ、生産者の生産コスト軽減とニーズに応じた提案を行いました。また、カーポート入善では毎月 1 日と 5 日を「特得の日」、毎月 24 日を「お客様感謝祭」、毎週土日月を「給油洗車特売日」等各種イベントを開催し、安心かつ廉価な燃料供給に取り組みました。(令和 6 年度 店頭給油台数 146,921 台)

◇ 販売事業

米価高騰の影響とそれに伴う概算金の引き上げ、民間集荷業者との集荷競争の激化の影響から、契約対比集荷率は前年を下回る 86.4%となりました。

また、気候変動や農家組合員の安定的なコメ収穫量を確保するため、高温耐性品種への転換を進めました。

◇ 保管事業

品種・用途別に各倉庫へ集約を行い、効率的な保管に努めました。

◇ 利用事業

インボイス制度対応として、直播用種子コーティング作業を JA みな穂として取り組みました。大庄・上原共同乾燥調製施設間での利用調整を図り、効率的な荷受を図りました。

◇ 福祉事業

ケアセンター「はびねす」で誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢化支援に取り組みました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当ＪＡは、下新川郡入善町及び朝日町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取組み

- ・高温耐性品種への転換
- ・農業融資対応
- ・生産資材の予約・早期どり・担い手直送

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取組み

- ・管内保育所への「入善ジャンボ西瓜」贈呈
- ・「学童農園」の実施
- ・「みな穂フェスティバル」の開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、97,843,723 千円（うち定期積金の残高は 636,196 千円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	82,731,102 千円
そ の 他	15,112,620 千円
合 計	97,843,723 千円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、8,116,305 千円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,220,325 千円
地 方 公 共 団 体	3,696,980 千円
そ の 他	199,000 千円
合 計	8,116,305 千円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

◎ 食育活動

みな穂青壮年部活動として、朝日町大家庄地内での古代米を使った「田植え」体験
みな穂女性部活動として、「食農教育紙芝居」の読み聞かせ活動

◎ 「農商校福」連携事業

青壮年部・入善町商工会青年部・入善高校農業科・NP0 法人「工房あおの丘」・社会福祉法人「にいかわ苑」と連携し、トウガラシ栽培と加工品の栽培

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

◎ 年金受給者友の会活動（令和7年2月末 会員数4,740名）

年金受給者相互間の親睦を目的とし、スポーツ大会や文化活動・親睦旅行等を開催
主な活動は以下の通りです。

	参加数	場所
ゲートボール大会	6 チーム	わくわくドーム
カラーリング大会	26 チーム	入善町総合体育館
下町かぶき組 新月海斗 特別公演	360 名	入善町民会館
パークゴルフ大会	76 名	あさひヒスイ海岸 PG 場
ウォークベースボール大会	18 チーム	入善町総合体育館

(3) 情報提供活動

◎ みな穂Instagram・LINEでの発信

各種イベントや組合の取組みにつき、随時発信を行っています。

(令和7年6月Instagramフォロワー1,254名 LINEお友達1,534名)

◇ 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるため農業融資研修への参加や営農指導員経験者の登用等農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農・生産購買部門との定期的な情報交換や、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携した取組みを図っています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じた各種提案を行い、担い手支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

富山県JAにおいては、市町村が作成する「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務

構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びＡＬＭ委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当ＪＡでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

５．監事監査の実効性を確保するための体制

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。 <p>6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制</p> <ul style="list-style-type: none">① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。 |
|--|

注：上記内部統制システム基本方針は令和6年3月25日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、当組合ホームページにお問い合わせフォームを設置（令和6年度件数11件）しています。また様々な機会を通じてお寄せいただいたご意見・ご要望は、事業活動の参考にさせていただいております。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

金融共済部（電話：0765-72-1190（月～金 8時30分～17時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

JAバンク相談所

（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）

平成31年4月1日以降、富山県JAバンク相談所は、（一社）JAバンク相談所へ運営を移管しております。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

みな穂農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

みな穂農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本の方針

みな穂農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さ

まの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をい

い、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当ＪＡでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当ＪＡの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当ＪＡは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務企画部 企画管理課

電話番号／0765－72－1190

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当ＪＡでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況 （単位：人、日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数
6年3月12日～15日	令和5年度上半期末監事監査の指摘事項に対する改善実行状況の確認	11
6年3月14日～24日	財務諸表正確性の検証	10
6年6月11日～18日	組合員組織会計の口座出金状況の確認 マネロン等取引時確認の整備状況の確認	10 (10)
6年7月5日	入善町・朝日町農業再生協議会会計処理の確認	2
6年8月20日	購買品供給取引・棚卸資産適正管理	4
6年10月15日～18日	令和5年度末監事監査の指摘事項に対する改善 実行状況の確認	12
6年11月5日	倉庫業務引継ぎ立ち合いによる米実在庫数、 はい票箋記入在庫数、販売施設課把握数確認	1
6年12月3日～4日	購買品供給取引・棚卸資産適正管理（無通告）	4

毎月	延滞貸出金管理・共済失効管理・購買未収金管理・自主点検実施確認	
6年3月12日～15日	監事監査補助	
6年3月28日	「国内産農産物検査」登録検査機関に関する業務の内部検査	
6年10月15日～18日	監事監査補助	
6年7月28日	体制整備基準における店舗事務処理点検	
7年2月4日～5日	令和6年度生産履歴記帳運動内部検査	
監査延べ人数		54

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年２月末における自己資本比率は、16.31%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	みな穂農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,033,127 千円（前年度 2,070,914 千円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌23ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌24ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌25ページから27ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では生命建物自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。主な共済商品については、本誌 28 ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

農業生産に必要な肥料、農薬、農機具等の生産資材から日用品、燃料、自動車等の生活物資まで皆様の営農活動及び生活に必要な品目を安全・安心かつ良質なものを安定的に提供しています。

農産物直売所「あいさい広場」では地元産の新鮮かつ安全な農産物や加工品を提供し、地域の皆様に親しまれています。

◇ 販売事業

組合員の営農活動の成果である農産物を共同で販売することで、農産物価格の安定を図るとともに、営農指導活動と連携した栽培技術の統一化により消費者に対して安全・安心で高品質な農産物を提供しています。

◇ 保管事業

組合の皆様が生産した農産物を品質低下することなく保管しています。

◇ 営農販売事業

農業技術・経営の指導だけでなく、地域営農計画の策定、農地利用調整、担い手の育成・生産組織活動支援等地域農業発展のための中心的役割を果たしています。

◇ 生活指導事業

生活文化活動を通じ、組合員の相互交流・J A運営への参画を促し、より魅力的な地域社会の実現を目指しています。

〔その他の事業〕

◇ 介護事業

誰もが安心して老後を過ごすことができる地域づくりを目指して「ケアセンターはぴねす」を拠点に福祉と健康を核とした高齢者生活支援活動に取り組んでいます。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【主な貯金商品】

種 類		しくみと特徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 貯 金		お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
ス ー パ ー 定 期		お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上
大 口 定 期		1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000 万円 以上
期 日 指 定 定 期 貯 金		お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払い出しができます。	最長3年	1円以上
変 動 金 利 定 期 貯 金		市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年、2年、3年	1円以上
普通貯金無利息型 (決 済 用)		利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
定 期 積 金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回 1,000 円 以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円 以上
	財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60 才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合せて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1 円 以上
	財 形 住 宅 貯 金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回 1 円 以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	小学校、中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。
農機ハウスローン	農業機械の購入修理・農業施設の建設資金にご利用いただけます。
アグリマイティ資金	農業に関するあらゆる資金にご利用いただけます。
営 農 ロ ー ン アグリエース資金	設定したお借入枠の範囲内で、農業運転資金を繰り返しご利用いただけます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。融資担当者までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
J A キャッシュサービス	カード1枚で、当 JA の各支店をはじめ、全国の提携金融機関の ATM でご利用できます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、NHK 放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JA カード利用代金、税金などお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用ときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当 JA のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
オ ン ラ イ ン サ ー ビ ス	JA ネットバンク(個人)、法人ネットバンク、JA ネットローン、通帳レス口座等どこでもご利用可能な便利なオンラインサービスをご用意しています。

信用手数料のご案内

令和7年4月1日現在
みな穂農業協同組合

諸手数料一覧表

消費税込（10％）（円）

為 替 業 務	振込手数料		窓 口		A T M		・ネットバンク（個人・法人） ・ＪＡデータ伝送サービス	
			5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上
	電 信	他行宛て振込	660	880	440	660	330	440
		系統宛て振込（県外ＪＡ）	660	880	440	660	275	385
		系統宛て振込（県内ＪＡ）	660	880	440	660	220	330
		当ＪＡ本支店間	110	220	無料	無料	無料	無料
		当ＪＡ同一支店内	110	220	無料	無料	無料	無料
文 書	他行宛て振込	550	770					
	系統宛て振込	550	770					
店内振込（現金用・振替用）			110	220				
口座振替（各種料金・代金・会費等の収納依頼）			110					
定時自動送金サービス		他行宛て振込	440	660				
		系統宛て振込	440	660				
		当ＪＡ本支店間・同一支店内	55	55				
給与振込		他行宛て・系統宛て	220		－		110	
		当ＪＡ本支店間・同一支店内	55		－		無料	
法人ネットバンク利用料		基本サービス（照会・振込サービス）			月額1,100円			
		基本サービス（照会・振込サービス）＋伝送サービス（データ伝送）			月額3,300円			
ＪＡデータ伝送サービス （AnserDATAPORT方式）		月額3,300円						

	項目	単位	手数料
貯金取引業務	定時自動集金サービス（集金依頼件数1件につき）	1件	55
	振込組み戻し	1件	660
	電子交換所取立（当JA本支店内取立は無料）	1件	660
	個別取立(郵送対応が必要となるもの)	1件	1,100
	電子交換取立手形組み戻し	1件	880
	I C カード発行（新規発行）	1枚	無料
	カード再発行	I C キャッシュカード	1枚 1,100
		J A カード（一体型）	1枚 1,100
	※紛失・盗難・サインミス等による J A カード（一体型）の再発行は三菱UFJニコスへ別途手数料負担有り		
	通帳・証書再発行	1冊・1枚	1,100
	残高証明書発行（都度発行・定例発行）	1通	550
	取引履歴細発行	1枚	110
貸出業務	融資可能証明書発行	1通	11,000
	融資実行手数料	住宅ローン	1件 110,000
		リフォームローン	1件 5,500
		マイカー・教育・フリーローン	1件 1,100
	ローンカード発行手数料	1件	1,100
	共済担保借入取扱手数料	1件	3,300
	繰上返済手数料	住宅ローン	500万円未満 1回 11,000
		リフォームローン	500万円以上1,000万円未満 1回 22,000
			1,000万円以上 1回 33,000
		上記以外	1回 5,500
	※金融機関貸付、地公体貸付、農業関連資金は除きます。		
	返済条件変更	1回	5,500
	特約期間終了後の再度固定金利選択	1回	無料

※詳しくは窓口までおたずねください。

	項目	単位	手数料
その他	約束手形用紙	1冊（50枚）	3,300
		1枚	66
	小切手帳	1冊（50枚）	3,300
	保証小切手発行 （※JAの都合発行を除く）	1枚	880
	不渡手形返却	1件	660
	取立手形店頭呈示料	1件	660
	国債保護預り口座管理手数料	月額	110
	未利用口座管理手数料 （※令和3年10月1日以降口座開設分のみ）	年間	1,320
	貯金口座振替依頼書	1冊（50枚）	1,100
	相続時口座照会手数料	1件につき	5,060

金種指定払出・大量硬貨入金・両替手数料

※お持ち頂いた金種の合計枚数あるいは受取される金種の合計枚数のいずれが多い方の枚数に応じて、手数料を頂きます。	
1枚～50枚	無料
51枚～500枚	550円
501枚～1000枚	880円
1001枚から1000枚毎に550円を加算した金額となります。 例) 1001枚⇒880円+550円＝1,430円 2001枚⇒1,430円+550円＝1,980円	

- 注1 両替のお取扱枚数は、お客様がお受取りになられる枚数、またはお客様がご持参される枚数のいずれが多い方とさせていただきます。
- 注2 新券への両替についても対象となります。
- 注3 ご入金の際に、硬貨の合計枚数が51枚以上になる場合は入金手数料が必要になります。
- 注4 寄付金や義援金の振込・払込は無料です。
- 注5 金種指定払出手数は、お引出し総枚数から万円券を除いた枚数で計算します。
ただし、万円券が新券の場合は、お取扱い枚数に含みます。
- 注6 無料でのお取扱い、1日1回とさせていただきます。
- 注7 硬貨計数後にお取引を取りやめる場合や金額を変更される場合も、手数料をいただきます。
- 注8 硬貨の枚数・入金額が不明の場合、当該取引をお断りさせていただきます。
- 注9 店舗の繁忙状況等により、大量硬貨のお持ち込みをお断りする場合があります。

○ ATM利用手数料

(令和7年6月1日現在)

みな穂発行のキャッシュカードをご利用した場合

	出金	入金	振込
みな穂 ATM	無料	無料	無料
富山県内 JA ATM	無料	無料	無料
富山県外 JA ATM	無料	無料	無料

※ 別途、振込手数料がかかる場合もあります

セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATM

	出金	入金	振込
平日			
8:00 ～ 8:45	220 円	220 円	—
8:45 ～ 18:00	110 円	110 円	—
18:00 ～	220 円	220 円	—
土日祝日	220 円	220 円	—

※ イーネットATMは一部コンビニにて設置されています

JFマリンバンク(漁協)ATM

	出金	入金	振込
平日・土日祝日	無料	—	無料

ゆうちょ銀行 ATM

	出金	入金	振込
平日・土日祝日	ご利用時間によって手数料が異なります		—

JAバンク富山優遇プログラムをご利用いただくことで、提携ATM入出金手数料が一部無料となります。

詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

○ ATM稼働時間

(令和7年6月1日現在)

ATM 営業時間	平日	土曜日	日曜・祝日・ 年末年始
中央支店	8:00 ～ 19:00		
西部支店	8:00 ～ 19:00		
南部支店	8:00 ～ 19:00		
あさひ支店	8:00 ～ 20:00		
まちなか入善	8:00 ～ 20:00		
入善コスモ 21	8:00 ～ 19:00		
朝日町役場前	8:00 ～ 19:00		

※稼働時間はATMにより異なります。またATMの稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。1月2日、3日のご利用手数料は祝日と同じです。12月31日のご利用手数料はお取引JAにご確認ください。詳しくはお近くのJAまたはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。
養老生命共済	一定期間の万一の保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済・ 定期生命共済（通減期間設定型） 【みちびき】	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な共済掛金で保障を準備することも可能です。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障するプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済 【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、共済掛金の割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	96,530,280	94,486,545	1. 信用事業負債	98,599,082	98,105,586
(1) 現金	287,005	354,416	(1) 貯金	98,407,420	97,843,723
(2) 預金	85,300,593	83,492,833	(2) 譲渡性貯金	-	-
系統預金	85,300,593	83,492,833	(3) 借入金	-	-
系統外預金	-	-	(4) その他の信用事業負債	176,562	253,615
譲渡性預金	-	-	未払費用	1,869	15,912
(3) コールローン	-	-	その他の負債	174,692	237,703
(4) 買入金銭債権	-	-	(5) 債務保証	15,100	8,246
(5) 金銭の信託	-	-	2. 共済事業負債	276,930	248,564
(6) 有価証券	1,000,000	2,100,000	(1) 共済借入金	-	-
国債	-	-	(2) 共済資金	155,445	128,808
地方債	1,000,000	2,100,000	(3) 共済未払利息	-	-
政府保証債	-	-	(4) 未経過共済付加収入	121,441	119,580
金融債	-	-	(5) 共済未払費用	-	-
短期社債	-	-	(6) その他の共済事業負債	44	174
社債	-	-	3. 経済事業負債	381,443	382,806
外国証券	-	-	(1) 支払手形	-	-
株式	-	-	(2) 経済事業未払金	362,274	368,268
受益証券	-	-	(3) 経済受託債務	16,735	12,166
(7) 貸出金	9,617,174	8,116,305	(4) その他の経済事業負債	2,434	2,371
(8) その他の信用事業資産	388,313	489,187	4. 設備借入金	-	-
未収収益	351,565	434,846	5. 雑負債	247,081	212,107
その他の資産	36,748	54,341	(1) 未払法人税等	46,000	29,000
(9) 債務保証見返	15,100	8,246	(2) リース債務	11,450	10,168
(10) 貸倒引当金	△ 77,906	△ 74,444	(3) 資産除去債務	12,288	12,288
2. 共済事業資産	75	191	(4) その他の負債	177,343	160,650
(1) 共済貸付金	-	-	6. 諸引当金	734,390	735,111
(2) 共済未収利息	-	-	(1) 賞与引当金	35,086	39,848
(3) その他の共済事業資産	75	191	(2) 退職給付引当金	668,523	689,898
3. 経済事業資産	2,097,635	2,351,918	(3) 役員退職慰労引当金	30,781	5,365
(1) 受取手形	-	-	7. 繰延税金負債	-	-
(2) 経済事業未収金	427,540	439,853	8. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
(3) 経済受託債権	1,076,168	1,341,777	負債の部合計	100,238,931	99,684,177
(4) 棚卸資産	581,928	553,308	(純資産の部)		
購買品	581,928	553,308	1. 組合員資本	7,123,104	7,164,017
販売品	-	-	(1) 出資金	2,070,914	2,033,127
宅地等	-	-	(2) 資本準備金	43,044	43,044
その他の棚卸資産	-	-	(3) 利益剰余金	5,018,907	5,105,636
(5) その他の経済事業資産	18,032	18,232	利益準備金	2,376,036	2,416,036
(6) 貸倒引当金	△ 6,035	△ 1,253	その他利益剰余金	2,642,871	2,689,600
4. 雑資産	149,569	144,598	肥料供給価格安定積立金	3,964	3,964
(1) 雑資産	172,161	144,598	税効果調整積立金	195,351	199,146
(2) 貸倒引当金	△ 22,592	△ 0	リスク管理積立金	1,200,000	1,210,722
5. 固定資産	2,342,273	2,241,678	電算システム機能強化等積立金	40,000	37,868
(1) 有形固定資産	2,341,528	2,239,187	特別償却準備金	6,249	-
建物	5,276,478	5,298,402	施設整備積立金	250,000	350,000
機械装置	1,047,231	1,061,537	特別積立金	674,933	674,933
土地	965,084	965,084	当期末処分剰余金	272,372	212,966
リース資産	11,458	11,458	(うち当期剰余金)	(192,504)	(107,335)
建設仮勘定	-	-	(4) 処分未済持分	△ 9,762	△ 17,790
その他の有形固定資産	664,208	663,356	2. 評価・換算差額等	0	0
減価償却累計額	△ 5,622,931	△ 5,760,650	(1) その他有価証券評価差額金	-	-
(2) 無形固定資産	744	2,489	(2) 土地再評価差額金	-	-
リース資産	744	2,489	純資産の部合計	7,123,104	7,164,018
6. 外部出資	6,043,055	7,414,055			
(1) 外部出資	6,043,055	7,414,055			
系統出資	5,938,115	7,309,115			
系統外出資	104,940	104,940			
7. 前払年金費用	-	-			
8. 繰延税金資産	199,146	209,206			
9. 再評価に係る繰延税金資産	-	-			
資産の部合計	107,362,036	106,848,195	負債及び純資産の部合計	107,362,036	106,848,195

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
1. 事業総利益	1,440,346	1,424,551	(11) 利用事業収益	138,411	153,986
事業収益	4,425,478	4,530,713	(12) 利用事業費用	84,156	104,637
事業費用	2,985,131	3,106,161	利用事業総利益	54,254	49,348
(1) 信用事業収益	486,817	554,415	(13) 福祉・介護保険事業収益	41,527	38,354
資金運用収益	440,367	508,969	(14) 福祉・介護保険事業費用	35,630	35,861
(うち預金利息)	(324,403)	(426,845)	福祉・介護保険事業総利益	5,897	2,492
(うち有価証券利息)	(4,230)	(9,944)	(15) その他事業収益	3,686	915
(うち貸出金利息)	(104,908)	(72,174)	(16) その他事業費用	5,214	422
(うちその他受入利息)	(6,824)	(5)	その他事業総利益	△ 1,529	492
役務取引等収益	23,413	24,583	(17) 指導事業収入	28,692	25,366
その他経常収益	23,037	20,863	(18) 指導事業支出	84,752	82,236
(2) 信用事業費用	66,799	105,594	指導事業収支差額	△ 56,061	△ 56,870
資金調達費用	2,617	41,038	2. 事業管理費	1,317,750	1,324,302
(うち貯金利息)	(2,277)	(40,578)	(1) 人件費	881,206	885,532
(うち給付補填備金繰入)	(177)	(101)	(2) 業務費	130,891	132,011
(うちその他支払利息)	(162)	(358)	(3) 諸税負担金	43,721	43,709
役務取引等費用	4,496	4,414	(4) 施設費	255,252	255,564
その他経常費用	59,686	60,142	(5) その他事業管理費	6,678	7,483
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,033)	(△3,462)	事業利益	122,595	100,249
信用事業総利益	420,017	448,821	3. 事業外収益	143,322	64,808
(3) 共済事業収益	353,873	365,503	(1) 受取出資配当金	101,159	31,038
共済付加収入	337,183	342,426	(2) 貸貸料	11,669	11,916
その他の収益	16,690	23,077	(3) 事務受託収入	11,890	9,457
(4) 共済事業費用	25,064	28,022	(4) 雑収入	18,602	12,397
共済推進費	11,275	15,084	4. 事業外費用	8,085	2,038
共済保全費	3,326	3,379	(1) 支払雑利息	201	214
その他の費用	10,463	9,559	(2) 寄付金	89	44
共済事業総利益	328,808	337,481	(3) 雑損失	7,794	1,780
(5) 購買事業収益	3,118,464	3,164,637	(うち貸倒引当金繰入)	(292)	-
購買品供給高	2,850,614	2,913,384	(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△292)
購買手数料	96,264	97,246	経常利益	257,832	163,020
修理サービス料	124,016	116,769	5. 特別利益	876	-
その他の収益	47,567	37,238	(1) 固定資産処分益	876	-
(6) 購買事業費用	2,695,155	2,781,732	6. 特別損失	3,638	29,772
購買品供給原価	2,435,339	2,520,209	(1) 固定資産処分損	3,638	494
購買品供給費	125,697	139,446	(2) 旧笹川支所取壊費用	-	29,278
修理サービス費	41,793	37,656	税引前当期利益	255,071	133,247
その他の費用	92,323	84,421	7. 法人税・住民税及び事業税	66,361	35,972
(うち貸倒引当金戻入益)	(△77)	(△4,750)	8. 法人税等調整額	△ 3,794	△ 10,060
購買事業総利益	423,309	382,904	法人税等合計	62,566	25,912
(7) 販売事業収益	194,910	189,863	当期剰余金	192,504	107,335
販売手数料	158,100	155,657	当期首繰越剰余金	73,619	67,971
その他の収益	36,810	34,206	任意積立金取崩額	6,249	37,659
(8) 販売事業費用	24,424	20,690	税効果調整積立金取崩	-	29,278
販売費	6,259	7,426	特別償却準備金取崩	6,249	-
その他の費用	18,165	13,264	リスク管理積立金取崩	-	6,249
販売事業総利益	170,486	169,173	システム機能強化等積立金取崩	-	2,132
(9) 保管事業収益	106,781	102,307	当期末処分剰余金	272,372	212,966
(10) 保管事業費用	11,621	11,601			
保管事業総利益	95,160	90,706			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	255,071	133,247	その他の資産の純増(△)減	34,405	27,420
減価償却費	153,237	158,042	その他の負債の純増減(△)	36,483	△ 26,090
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 2,818	△ 30,837	信用事業資金運用による収入	436,496	425,688
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2,050	4,761	信用事業資金調達による支出	△ 3,573	△ 27,111
退職給付引当金の増減額(△は減少)	10,727	21,375	小 計	605,649	4,668,642
その他引当金等の増減額(△は減少)	6,126	△ 25,415	雑利息及び出資配当金の受取額	101,159	31,038
信用事業資金運用収益	△ 440,367	△ 508,969	雑利息の支払額	△ 201	△ 214
信用事業資金調達費用	2,617	41,035	法人税等の支払額	△ 54,861	△ 52,972
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 101,159	△ 31,038	事業活動によるキャッシュ・フロー	651,746	4,646,493
支払雑利息	201	214	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の取得による支出	△ 500,000	△ 1,100,000
貸出金の純増(△)減	366,609	1,500,869	固定資産の取得による支出	△ 86,928	△ 55,101
預金の純増(△)減	500,000	3,800,000	固定資産の売却による収入	2,489	△ 2,345
貯金の純増減(△)	△ 1,162,332	△ 563,697	外部出資による支出	-	△ 1,371,000
その他の信用事業資産の純増(△)減	25,495	△ 10,912	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 584,439	△ 2,528,447
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 65,379	56,431	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の増額による収入	60,860	47,773
共済資金の純増減(△)	29,494	△ 26,636	出資の払戻しによる支出	△ 83,348	△ 85,560
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 3,348	△ 1,860	持分の譲渡による収入	△ 100	△ 5,545
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	△ 5,828	5,545
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	24,042	△ 12,313	出資配当金の支払額	△ 20,883	△ 20,606
経済受託債権の純増(△)減	511,280	△ 265,609	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,299	△ 58,393
棚卸資産の純増(△)減	△ 27,161	28,620	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	18,007	2,059,652
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	9,051	5,993	5. 現金及び現金同等物の期首残高	1,769,590	1,787,598
経済受託債務の純増減(△)	12,501	△ 4,568	6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,878,598	3,847,250

4. 注記表

(5年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品(肥料、農薬) 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(農機具製品、自動車) 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外の購買品) 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先含む)については、今後1年間の予想損失額又は今

後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利

用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護・福祉事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引は相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 201,528千円(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 106,534千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i)算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,680,275千円であり、その内訳は以下のとおりです。

建物 783,759千円

構築物 60,896千円

機械装置 743,456千円

器具・備品 15,459千円

土地 76,703千円

(2)担保に供している資産

定期預金 2,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。金銭債務はありません。

(4) 債権のうち農業協同組法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は111,742千円、危険債権額は100,604千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は212,346千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行う事としています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組保管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情

報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%下落したものと想定した場合には、経済価値が32,168千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	85,300,593	85,258,788	△41,804
有価証券 満期保有目的の債権	1,000,000	985,430	△14,570
貸出金	9,617,174		
貸倒引当金	△77,906		
貸倒引当金控除後	9,539,268	9,559,255	19,986
経済受託債権	1,076,168	1,076,168	—
資産計	96,916,030	96,879,642	△36,387
貯金	98,407,420	98,297,242	△110,177
負債計	98,407,420	98,297,242	△110,177

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOIS(Overnight Index Swop 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

地方債については、公表された相場価格を用いています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv) 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価とみなし、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてい

ます。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,043,055

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	85,300,593	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的債権	-	-	-	-	-	1,000,000 (1,000,000)
貸出金	1,536,091	854,247	774,961	768,854	1,185,196	4,401,044
経済受託 債権	1,076,168	-	-	-	-	-
合計	87,912,852	854,247	774,961	768,854	1,185,196	5,401,044

※貸出金のうち、当座貸越382,341千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等96,780千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	84,751,393	6,281,450	5,690,348	795,334	865,744	23,149

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1)満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの(地方債)	300,000	300,730	730
時価が貸借対照表計上額を超えないもの(地方債)	700,000	684,700	△15,300
合計	1,000,000	985,430	△14,570

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	657,795千円
退職給付費用	75,092千円
退職給付の支払額	△ 34,984千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 29,380千円
期末における退職給付引当金	668,523千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,188,573千円
特定退職金共済制度	△ 520,049千円
未積立退職給付債務	668,523千円
退職給付引当金	668,523千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	75,092 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基

つき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,459千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は105,148千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内容

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	184,512
貸倒引当金損金算入限度超過額	20,122
役員退職慰労引当金	8,495
賞与引当金	9,683
賞与引当金(法定福利費)	1,402
未収利息不計上(破綻懸念先以下)	2,500
JAバンク支援積立金	14,283
減損損失否認	46,572
資産除去債務	3,391
未払事業税	4,090
その他	3,622
繰延税金資産小計	298,676
評価性引当額	△97,147
繰延税金資産合計(A)	201,528
繰延税金負債	
特別償却準備金	2,382
繰延税金負債合計(B)	2,382
繰延税金資産の純額(A)－(B)	199,146

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損益に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.5%
住民税均等割等	1.1%
評価性引当額の増減	0.5%
中小企業投資促進税制に係る税額控除	△0.9%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

(6 年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品(肥料、農薬)総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(農機具製品、自動車)個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外の購買品)売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実

績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護・福祉事業

要介護者を対象にした訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引は相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少させる会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 209,206千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 75,697千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i)算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度

に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,678,938千円であり、その内訳は以下のとおりです。

建物 783,759千円

構築物 60,896千円

機械装置 743,456千円

器具・備品 14,122千円

土地 76,703千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 21,999千円 金銭債務はありません。

(4) 債権のうち農業協同組法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は92,619千円、危険債権額は103,296千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は195,916千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行うこととしています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる

金利が0.28%下落したものと想定した場合には、経済価値が118,116千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	83,492,833	83,298,289	△194,544
有価証券 満期保有目的の債権	2,100,000	2,013,070	△86,930
貸出金 貸倒引当金 貸倒引当金控除後	8,116,305 △74,444 8,041,861	7,976,738	△65,122
経済受託債権	1,341,777	1,341,777	-
資産計	94,976,473	94,629,876	△346,596
貯金	97,843,723	97,490,395	△353,328
負債計	97,843,723	97,490,395	△353,328

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に

よっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOIS(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii)有価証券

地方債については公表された相場価格を用いています。

iii)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv)経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価とみなし、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,414,055

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	83,492,833	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的債権	-	-	-	-	-	2,100,000 (2,100,000)
貸出金	1,267,034	837,743	827,866	1,241,624	624,799	3,224,088
経済受託 債権	1,341,777	-	-	-	-	-
合計	83,101,646	837,743	827,866	1,241,624	624,799	5,324,088

※貸出金のうち、当座貸越332,264千円については「1年以内」に含めています。

※貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等93,148千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	83,114,561	5,579,342	7,768,534	708,400	636,100	36,784

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの(地方債)	2,100,000	2,013,070	△86,930
合計	2,100,000	2,013,070	△86,930

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	668,523千円
退職給付費用	89,064千円
退職給付の支払額	△ 39,809千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 27,880千円
期末における退職給付引当金	689,898千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,199,743千円
特定退職金共済制度	△ 509,844千円
未積立退職給付債務	689,898千円
退職給付引当金	689,898千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	89,064千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,302千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は91,480千円となっています。

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、その影響額は軽微です。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内容

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	190,412
貸倒引当金損金算入限度超過額	12,796
賞与引当金	10,998

賞与引当金(法定福利費)	1,588
役員退職慰労引当金	1,480
未収利息不計上(破綻懸念先以下)	2,351
減損損失否認	45,145
JAバンク支援積立金	14,417
資産除去債務	3,391
未払事業税	2,027
その他	12,562
繰延税金資産小計	297,172
評価性引当額	△87,966
繰延税金資産合計	209,206

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.6%
交際費等永久に損益に算入されない項目	2.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.2%
住民税均等割等	2.1%
評価性引当額の増減	△6.9%
中小企業投資促進税制に係る税額控除	△0.9%
その他	△1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.4%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、その影響額は軽微です。

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目		5年度	6年度
1. 当期末処分剰余金		272,372	212,966
2. 目的積立金取崩額		-	200,000
	リスク管理積立金から施設整備積立金への振替	-	200,000
3. 剰余金処分額		204,401	352,213
	(1)利益準備金	40,000	22,000
	(2)任意積立金	143,794	310,060
	うちリスク管理積立金	40,000	-
	うち税効果調整積立金	3,794	10,060
	うち施設整備積立金	100,000	300,000
	(3)出資配当金	20,606	20,152
	うち普通出資に対する配当金	20,606	20,152
4. 次期繰越剰余金		67,971	60,753

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

5年度 1.0% 6年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料供給価格安定積立金	肥料価格の安定供給のために積立した金額	3,965千円 肥料の価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立額を限度として価格上昇相当額を取り崩す。
税効果調整積立金	税効果会計により積立した金額	繰延税金資産額 繰延税金資産の取り崩しが発生した決算期において、その繰延税金資産額と同額
リスク管理積立金	有価証券・貸出金・外部出資金・固定資産に対する損失に備えるための積立金	2,000,000千円 1 期末において有価証券の運用益を上回る売却損・評価損が発生した場合 2 自己査定による貸出金及び外部出資等の償却・引当が生じたとき 3 固定支店の償却・処分及び減損が生じたとき 4 その他農協経営に与える重大な損失が生じたとき
電算機能強化等積立金	県域信用事業の機能強化及び次期システム構築にかかるコスト負担に備えるための積立金	40,000千円 電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合においてその相当額
施設整備積立金	将来的な施設整備に備え、組合経営の健全性を確保する積立金	1,000,000千円 施設の取得・再取得及び修繕を行った場合、解体費・減価償却費・または整備費、修繕費及び運営費等で多額の経費を要した場合

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれてい

5年度 10,000 千円 6年度 10,000千円

6. 部門別損益計算書
(5年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,473,168	486,818	353,874	2,120,567	1,494,302	17,605	
事業費用	②	3,032,821	66,800	25,065	1,566,631	1,318,175	56,147	
事業総利益 (①-②)	③	1,440,346	420,017	328,808	553,935	176,127	△ 38,542	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	1,317,750	325,787	238,078	445,934	219,317	88,632	
(うち人件費)	⑤	(153,237)	(17,612)	(7,939)	(103,204)	(21,475)	(3,005)	
	⑥	(881,206)	(213,601)	(200,458)	(241,360)	(148,372)	(77,413)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦		123,504	77,657	175,432	70,640	20,584	△ 467,818
(うち人件費)	⑧		(7,629)	(4,797)	(10,837)	(4,363)	(1,271)	(△28,900)
	⑨		(77,719)	(48,869)	(110,397)	(44,453)	(12,953)	(△294,392)
事業利益 (③-④)	⑩	122,595	94,229	90,730	108,001	△ 43,190	△ 127,174	
事業外収益	⑪	143,322	79,565	21,334	21,151	8,370	12,901	
うち共通分	⑫		6,063	3,812	8,612	3,467	1,010	△22,966
事業外費用	⑬	8,085	774	487	5,822	872	129	
うち共通分	⑭		774	487	1,100	443	129	△ 2,934
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	257,833	173,020	111,577	123,330	△ 35,692	△ 114,402	
特別利益	⑯	876	182	115	443	104	30	
うち共通分	⑰		182	115	259	104	30	△ 692
特別損失	⑱	3,638	1,390	326	1,156	678	86	
うち共通分	⑲		518	326	736	296	86	△ 1,965
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	255,071	171,812	111,366	122,616	△ 36,266	△ 114,458	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 30,674	△ 25,066	△ 41,682	△ 17,035	114,458	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	255,071	141,138	86,300	80,934	△ 53,301		

注 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除く事業管理費割+事業利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (均等割+事業利益割) の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26.4	16.6	37.5	15.1	4.4	100.0
営農指導事業	26.8	21.9	36.4	14.9		100.0

(6年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,595,355	554,416	365,504	2,118,251	1,542,181	15,001	
事業費用	②	3,170,803	105,595	28,022	1,622,730	1,360,373	54,081	
事業総利益 (①-②)	③	1,424,551	448,821	337,481	495,520	181,808	△ 39,080	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	1,324,302	329,895	253,913	450,006	201,626	88,859	
(うち人件費)	⑤	(158,042)	(20,375)	(8,270)	(104,451)	(21,288)	(3,656)	
	⑥	(885,532)	(213,400)	(214,280)	(239,894)	(141,380)	(76,577)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦		144,270	89,907	191,314	74,225	22,999	△ 522,717
(うち人件費)	⑧		(8,220)	(5,122)	(10,900)	(4,229)	(1,310)	(△ 29,783)
	⑨		(94,461)	(58,867)	(125,264)	(48,599)	(15,059)	(△ 342,251)
事業利益 (③-④)	⑩	100,249	118,925	83,567	45,514	△ 19,818	△ 127,939	
事業外収益	⑪	64,809	4,756	20,486	19,762	9,431	10,373	
うち共通分	⑫		4,756	2,964	6,307	2,447	758	△ 17,232
事業外費用	⑬	2,039	-	27	1,784	228	-	
うち共通分	⑭		-	-	-	-	-	-
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	163,020	123,681	104,026	63,492	△ 10,615	△ 117,566	
特別利益	⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分	⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失	⑱	29,772	8,167	5,089	10,830	4,382	1,302	
うち共通分	⑲		8,167	5,089	10,830	4,202	1,302	△ 29,592
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	133,247	115,514	98,936	52,662	△ 14,997	△ 118,868	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 33,758	△ 26,983	△ 39,994	△ 18,131	118,868	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	133,247	81,755	71,953	12,667	△ 33,128		

注 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除く事業管理費割+事業利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (均等割+事業利益割) の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	27.6	17.2	36.6	14.2	4.4	100.0
営農指導事業	28.4	22.7	33.6	15.3		100.0

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 5 月 8 日

みな穂農業協同組合

代表理事組合長 矢木 龍一

8. 会計監査人の監査

2024年度及び2025年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経 常 収 益	4,638,863	4,893,835	4,536,121	4,473,168	4,595,355
信 用 事 業 収 益	542,810	551,655	490,521	486,818	554,416
共 済 事 業 収 益	455,730	418,473	379,630	353,874	365,504
農 業 関 連 事 業 収 益	2,115,112	2,207,702	2,149,849	2,120,567	2,118,251
生 活 そ の 他 事 業 収 益	1,513,940	1,698,739	1,499,678	1,494,302	1,542,181
営 農 指 導 事 業	11,272	17,266	16,440	17,605	15,001
経 常 利 益	256,066	324,267	237,475	257,833	163,020
当 期 剰 余 金	204,170	244,289	186,464	192,504	107,335
出 資 金	2,147,757	2,125,096	2,099,330	2,070,914	2,033,127
(出 資 口 数)	(2,147,757)	(2,125,096)	(2,099,330)	(2,070,914)	(2,033,127)
純 資 産 額	6,661,261	6,850,424	6,978,862	7,123,104	7,164,018
総 資 産 額	106,961,765	107,765,973	108,337,015	107,362,036	106,848,195
貯 金 等 残 高	98,402,568	99,145,494	99,569,753	98,407,420	97,843,723
貸 出 金 残 高	9,686,824	10,049,305	9,983,784	9,617,174	8,116,305
有 価 証 券 残 高	-	-	500,000	100,000	210,000
剰 余 金 配 当 金 額	32,062	31,722	20,883	20,606	20,152
出 資 配 当 額	32,062	31,722	20,883	20,606	20,152
事 業 利 用 分 量 配 当 額	-	-	-	-	-
職 員 数	213	198	188	185	178
単 体 自 己 資 本 比 率	15.14%	15.67%	16.00%	16.67%	16.31%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項 目	5年度	6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	437,750	467,931	30,181
役 務 取 引 等 収 支	18,916	20,169	1,253
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 36,649	△ 39,279	△ 2,630
信 用 事 業 粗 利 益	456,666	488,100	31,434
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	(0.47)	(0.51)	(0.04)
事 業 粗 利 益	1,598,038	1,507,591	△ 90,447
(事 業 粗 利 益 率)	(1.65)	(1.57)	(△0.08)
事 業 純 益	280,288	183,289	△ 96,999
実 質 事 業 純 益	280,288	183,289	△ 96,999
コ ア 事 業 純 益	280,288	183,289	△ 96,999
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)	280,288	183,289	△ 96,999

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)
＋金銭の信託運用見合費用

5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋
信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋
金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位: 千円、%)

項 目	5年度			6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	96,356,793	440,367	0.46	94,630,607	508,969	0.54
うち 預 金	85,407,056	324,403	0.38	84,146,688	426,845	0.51
うち 有 価 証 券	875,956	4,230	0.48	1,525,753	9,944	0.65
うち 貸 出 金	9,974,875	104,908	1.05	8,958,165	72,174	0.81
資 金 調 達 勘 定	99,158,028	2,617	0.00	97,934,457	41,038	0.04
うち 貯 金・定期 積 金	99,158,028	2,617	0.00	97,934,457	41,038	0.04
総 資 金 利 ざ や	-		0.13	-		0.17

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位: 千円)

項 目	5年度増減額	6年度増減額
受 取 利 息	△ 23,070	68,602
うち 預 金	△ 26,147	95,622
うち 有 価 証 券	3,134	5,714
うち 貸 出 金	△ 56	△ 32,734
支 払 利 息	△ 1,157	38,421
うち 貯 金・定期 積 金	△ 1,157	38,421
う ち 借 入 金	-	-
差 引	△ 21,912	30,181

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	44,768,738	45.2	47,270,594	48.3	2,501,856
定 期 性 貯 金	54,366,928	54.8	50,645,461	51.7	△ 3,721,467
そ の 他 の 貯 金	22,361	0.0	18,401	0.0	△ 3,960
計	99,158,028	100.0	97,934,457	100.0	△ 1,223,571
合 計	99,158,028	100.0	97,934,457	100.0	△ 1,223,571

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位:千円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	51,296,212	100.0	48,413,710	100.0	△ 2,882,502
うち 固 定 金 利 定 期	51,284,163	100.0	48,402,400	100.0	△ 2,881,763
うち 変 動 金 利 定 期	12,049	0.0	11,309	0.0	△ 740

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種 類	5年度	6年度	増 減
証 書 貸 付	9,552,346	8,571,756	△ 980,590
当 座 貸 越	422,529	382,365	△ 40,164
合 計	9,974,875	8,954,121	△ 1,020,754

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	7,813,185	81.2	7,180,197	88.5	△ 632,988
変 動 金 利 貸 出	1,405,159	14.6	587,753	7.2	△ 817,406
そ の 他	398,830	4.1	348,355	4.3	△ 50,475
合 計	9,617,174	100.0	8,116,305	100.0	△ 1,500,869

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	5年度	6年度	増 減
貯金・定期積金等	215,371	200,155	△ 15,216
不動産	33,109	26,950	△ 6,159
その他担保物	119,649	116,106	△ 3,543
小 計	368,130	343,212	△ 24,918
農業信用基金協会保証	3,838,215	3,594,746	△ 243,469
その他保証	365,315	337,553	△ 27,762
小 計	4,203,530	3,932,299	△ 271,231
信用	5,045,513	3,840,792	△ 1,204,721
合 計	9,617,174	8,116,305	△ 1,500,869

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	5年度	6年度	増 減
信用	15,100	8,246	△ 6,854
合 計	15,100	8,246	△ 6,854

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	3,270,398	34.0	2,967,901	36.6	△ 302,497
運転資金	2,232,847	23.2	1,243,292	15.3	△ 989,555
住宅関連	3,149,010	32.8	2,983,024	36.8	△ 165,986
生活関連	491,506	5.1	458,226	5.6	△ 33,280
農業近代化資金	416,483	4.3	401,338	4.9	△ 15,145
その他	56,928	0.6	62,522	0.8	5,594
合 計	9,617,174	100.0	8,116,305	100.0	△ 1,500,869

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	5年度		6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農業	719,070	7.5	656,138	8.1	△ 62,932
水産業	173	0.0	20	0.0	△ 153
製造業	307,488	3.2	292,150	3.6	△ 15,338
建設・不動産業	139,031	1.4	142,902	1.8	3,871
電気・ガス・熱供給水道業	264	0.0	12	0.0	△ 252
運輸・通信業	52,547	0.5	49,212	0.6	△ 3,335
金融・保険業	836,668	8.7	36,388	0.4	△ 800,280
卸売・小売・サービス業・飲食業	255,348	2.7	248,004	3.1	△ 7,344
地方公共団体	4,097,216	42.6	3,696,980	45.6	△ 400,236
その他	3,209,365	33.4	2,994,495	36.9	△ 214,870
合 計	9,617,174	100.0	8,116,305	100.0	△ 1,500,869

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

種 類	5年度	6年度	増 減
農 業	912,330	796,364	△ 115,966
穀 作	443,935	386,566	△ 57,369
野 菜 ・ 園 芸	8,104	6,796	△ 1,308
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	18,160	15,682	△ 2,478
そ の 他 農 業	442,131	387,320	△ 54,811
合 計	912,331	796,365	△ 115,966

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:千円)

種 類	5年度	6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	395,282	313,150	△ 82,132
農 業 制 度 資 金	517,049	483,215	△ 33,834
農 業 近 代 化 資 金	416,483	401,338	△ 15,145
そ の 他 制 度 資 金	100,566	81,877	△ 18,689
合 計	912,331	796,365	△ 115,966

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	111,742	19,567	17,851	74,323	111,742
	6年度	92,619	18,481	2,107	72,030	92,619
危険債権	5年度	100,604	42,438	56,229	1,936	100,604
	6年度	103,296	43,296	58,854	1,145	103,296
要管理債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
小計	5年度	185,026				
	6年度	195,916				
正常債権	5年度	9,444,798				
	6年度	7,939,779				
合計	5年度	9,657,145				
	6年度	8,135,696				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	5年度					6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,590	1,734	—	1,590	1,734	1,734	1,373	—	1,734	1,373
個別貸倒引当金	107,762	104,799	—	107,762	104,799	104,799	74,323	22,331	82,468	74,323
合 計	109,352	106,534	—	109,352	106,534	106,534	75,697	22,331	84,203	75,697

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	5年度	6年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種 類		5年度		6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	22,932	102,798	24,044	101,782
	金 額	12,470,564	21,923,534	13,081,919	21,620,193
代金取立為替	件 数	-	1	-	-
	金 額	-	7,703	-	-
雑 為 替	件 数	1,257	840	1,045	696
	金 額	69,862	37,204	52,620	21,940
合 計	件 数	24,189	103,639	25,089	102,478
	金 額	12,540,426	21,968,441	13,134,539	21,642,133

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位: 千円)

種 類	5年度	6年度	増 減
地 方 債	875,956	1,475,342	599,386
合 計	875,956	1,475,342	599,386

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位: 千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
5年度								
地 方 債	-	-	-	-	1,000,000	-	-	1,000,000
6年度								
地 方 債	-	-	-	-	2,100,000	-	-	2,100,000

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位: 千円)

	種 類	5年度			6年度		
		貸借対照 表 計上額	時 価	差 額	貸借対照 表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	地方債	300,000	300,730	730	-	-	-
	小計	300,000	300,730	730	-	-	-
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	地方債	700,000	684,700	△ 15,300	2,100,000	2,013,070	△ 86,930
	小計	700,000	684,700	△ 15,300	2,100,000	2,013,070	△ 86,930
合 計		1,000,000	985,430	△ 14,570	2,100,000	2,013,070	△ 86,930

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位:件、千円)

種 類		5年度		6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終 身 共 済	7,055	54,713,436	6,943	51,845,091
	定 期 生 命 共 済	153	1,611,100	154	1,605,100
	養 老 生 命 共 済	2,824	15,351,142	2,453	13,457,489
	う ち こ ど も 共 済	1,343	5,546,200	1,284	5,058,100
	医 療 共 済	4,964	2,594,050	4,868	2,473,250
	が ん 共 済	611	139,500	615	136,000
	定 期 医 療 共 済	181	570,800	163	536,500
	介 護 共 済	259	503,227	267	519,791
	認 知 症 共 済	10		9	
	生 活 障 害 共 済	37		36	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	84		82	
	年 金 共 済	4,077	30,000	3,954	30,000
	建 物 更 生 共 済	9,495	128,677,911	9,340	127,305,776
合 計		29,750	204,191,167	28,884	197,908,999

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類		5年度		6年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済			29,904		27,593
		4,964	103,200	4,868	145,955
が ん 共 済		611	4,494	615	4,478
定 期 医 療 共 済		181	900	163	810
合 計			35,298		32,881
		5,756	103,200	5,646	145,955

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	259	786,058	267	816,145
認 知 症 共 済	10	33,000	9	32,500
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	29	102,000	28	124,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	8	9,700	8	9,700
特 定 重 度 疾 病 共 済	84	155,000	82	152,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

種 類	5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	2,597	1,505,839	2,479	1,439,381
年 金 開 始 後	1,480	805,052	1,475	802,777
合 計	4,077	2,310,892	3,954	2,242,159

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5)短期共済新契約高

(単位:件、千円)

種 類	5年度			6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	2,982	38,453,150	31,548	2,951	37,860,190	31,708
自 動 車 共 済	10,805		426,925	10,355		414,539
傷 害 共 済	11,920	41,478,500	5,952	12,597	42,651,000	5,805
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済	135		1,181	128		1,179
自 賠 責 共 済	2,748		47,452	2,562		43,559
合 計	28,590		513,061	28,593		496,792

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位: 千円)

種 類			5年度	6年度
生 産 資 材	肥 料		654,544	631,139
	農 薬		394,423	399,034
	農 機 具		382,170	376,424
	飼 料		27,927	26,724
	温 床 資 材		36,790	72,093
	生 産 雑 資 材		137,556	134,318
	計		1,633,413	1,639,735
生 活 物 資	米		39,575	67,929
	食 料 品		249,811	238,631
	酒 ・ 塩 ・ タ バ コ		29,836	27,995
	衣 料 品 ・ 装 飾 品		6,704	13,224
	日 用 品		33,982	32,882
	L P G ・ 燃 料		113,550	115,301
	油 類		910,129	974,776
	自 動 車		120,167	107,508
	そ の 他 耐 久 消 費 財		16,458	32,705
	住 宅		12,354	11,285
	葬 祭		30,423	15,887
	計		1,562,989	1,638,128
合 計			3,196,408	3,277,864

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位: 千円)

種 類			5年度	6年度
農 産 物	米		3,159,577	4,367,098
	大 麦		18,933	15,136
	豆 類 ・ 雑 穀		262,003	255,800
	水 稻 ・ 大 豆 種 子		268,145	302,535
	野 菜 ・ 花 卉		111,850	108,126
	果 実		30,610	28,160
肉	牛		177,400	164,449
合 計			4,028,520	5,241,306

4. 指導事業

(単位: 千円)

項 目			5年度	6年度
収 入	賦 課 金		6,009	6,003
	指 導 事 業 補 助 金		21,565	17,928
	実 費 収 入		1,117	1,433
	計		28,692	25,366
支 出	営 農 改 善 費		51,869	50,037
	生 活 文 化 事 業 費		20,893	20,198
	教 育 情 報 費		11,990	12,000
	計		84,752	82,236

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	5年度	6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.24	0.15	△ 0.09
資 本 経 常 利 益 率	3.66	2.28	△ 1.38
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18	0.10	△ 0.08
資 本 当 期 純 利 益 率	2.73	1.50	△ 1.23

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		5年度	6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	9.77	8.29	△ 1.48
	期 中 平 均	9.90	9.14	△ 0.76
貯 証 率	期 末	1.02	2.14	1.12
	期 中 平 均	0.76	1.55	0.79

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 千円 %)

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,102,497	7,143,865
うち、出資金及び資本準備金の額	2,113,958	2,076,171
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	5,018,908	5,105,636
うち、外部流出予定額 (△)	20,606	20,152
うち、上記以外に該当するものの額	△ 9,762	△ 17,790
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,734	1,373
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,734	1,373
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	7,104,232	7,145,239
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	744	2,489
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	744	2,489
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

項 目	前期末	当期末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	744	2,489
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	7,103,487	7,142,749
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	39,698,053	40,965,307
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,900,290	2,806,382
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,598,343	43,771,690
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.67	16.31

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用し
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		5年度			6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額	所要自己 資本額	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額	所要自己 資本額
			a	b=a×4%		a	b=a×4%
	現金	287,005	0	0	354,416	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	5,105,412	0	0	5,805,238	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	85,301,396	17,060,279	682,411	83,514,720	16,702,944	668,118
	法人等向け	49,480	44,388	1,776	62,218	57,317	2,293
	中小企業等向け及び個人向け	323,256	133,805	5,352	292,439	117,014	4,681
	抵当権付住宅ローン	195,864	67,891	2,716	175,783	60,136	2,405
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	80,474	9,524	381	75,718	9,039	362
	取立未済手形	6,039	1,207	48	-	-	-
	信用保証協会等保証付	3,842,256	374,962	14,998	3,597,812	349,062	13,962
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	455,975	455,975	18,239	455,975	455,975	18,239
	(うち出資等のエクスポージャー)	455,975	455,975	18,239	455,975	455,975	18,239
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	11,820,665	21,550,018	862,001	12,587,080	23,213,817	928,553
	(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象資本調達手段 等に係るエクスポージャー)	6,398,804	15,997,011	639,880	6,958,080	17,395,200	695,808
	(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)	199,146	497,865	19,915	209,206	523,016	20,921
	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,222,714	5,055,140	202,206	5,419,794	5,295,601	211,824

		5年度			6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額		107,467,826	39,698,053	1,587,469	106,921,402	40,965,307	1,638,612
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a		所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a		所要自己 資本額 b=a×4%
		2,900,290		116,012	2,806,382		112,255
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己 資本額 b=a×4%
		42,598,343		1,703,934	43,771,690		1,750,868

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

			5年度				6年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エク スポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		859,455	503,502	-	-	820,235	467,707	-	-
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		2,130	2,130	-	-	2,790	2,790	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		642	642	-	-	321	321	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		91,810,470	811,725	-	-	89,649,504	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		29,401	29,401	-	-	29,053	29,053	-	-
	日本国政府・地方公共団体		5,105,412	4,105,355	1,000,056	-	5,805,238	3,704,983	2,100,254	-
	上 記 以 外		100,006	77,161	-	253	950,038	83,622	-	169
	個 人		4,132,575	4,115,988	-	80,221	3,859,015	3,850,573	-	75,548
そ の 他			5,427,734	-	-	-	5,805,205	-	-	-
業 種 別 残 高 計			107,467,826	9,645,904	1,000,056	80,474	106,921,402	8,139,052	2,100,254	75,718
個人	1 年 以 下		85,798,849	497,452	-	-	83,797,167	282,447	-	-
	1 年 超 3 年 以 下		503,816	503,816	-	-	423,342	423,342	-	-
	3 年 超 5 年 以 下		1,864,283	1,864,283	-	-	1,899,176	1,899,176	-	-
	5 年 超 7 年 以 下		803,804	803,804	-	-	999,113	999,113	-	-
	7 年 超 1 0 年 以 下		2,425,698	1,425,641	-	-	3,072,409	972,155	-	-
	1 0 年 超		4,331,763	4,316,663	-	-	3,335,716	3,327,470	-	-
	期 限 の 定 め の な い も の		11,739,613	234,244	-	-	13,394,476	235,346	-	-
	残 存 期 間 別 合 計		107,467,826	9,645,904	1,000,056	-	106,921,402	8,139,052	2,100,254	-

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	5年度					6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1,590	1,734	—	1,590	1,734	1,734	1,373	—	1,734	1,373
個 別 貸 倒 引 当 金	107,762	104,799	—	107,762	104,799	104,799	74,323	22,331	82,468	74,323

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分			5年度						6年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用			その他									
法人	農 業	4,491	4,208	-	4,491	4,208	-	4,208	836	-	4,208	836	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外	22,670	22,845	-	22,670	22,845	-	22,845	361	22,300	545	361	-		
個 人	80,601	77,746	-	80,601	77,746	-	77,746	73,124	31	77,715	73,124	-		
業 種 別 計		107,762	104,799	-	107,762	104,799	-	104,799	74,323	22,331	82,468	74,323	-	

(注. 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		5年度			6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	5,392,417	5,392,417	-	6,159,654	6,159,654
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	3,749,622	3,749,622	-	3,490,627	3,490,627
	リスク・ウェイト 20%	-	85,307,436	85,307,436	-	83,514,720	83,514,720
	リスク・ウェイト 35%	-	193,977	193,977	-	171,817	171,817
	リスク・ウェイト 50%	-	72,066	72,066	-	70,023	70,023
	リスク・ウェイト 75%	-	153,815	153,815	-	139,039	139,039
	リスク・ウェイト 100%	-	5,537,080	5,537,080	-	5,767,117	5,767,117
	リスク・ウェイト 150%	-	3,259	3,259	-	1,606	1,606
	リスク・ウェイト 250%	-	6,597,951	6,597,951	-	7,167,286	7,167,286
	その他	-	744	744	-	2,489	2,489
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	107,008,368	107,008,368	-	106,484,382	106,484,382

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区分	5年度		6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
中小企業等向け及び個人向け	10,505	56,510	10,553	40,685
上記以外	16,916	118,840	13,332	111,798
合計	27,421	175,350	23,885	152,483

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	5年度		6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
非 上 場	6,043,055	6,043,055	7,414,055	7,414,055
合 計	6,043,055	6,043,055	7,414,055	7,414,055

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

5年度			6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。 当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。 具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。 ◇リスク管理の方針および手続の概要 ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。 ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。 ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。 ◇金利リスクの算定手法の概要 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。 ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。 ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。 ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。 ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。 ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。 ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。 ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明 該当ありません。 ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。 ◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項 ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。 ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点 特段ありません。
--

② 金利リスクに関する事項

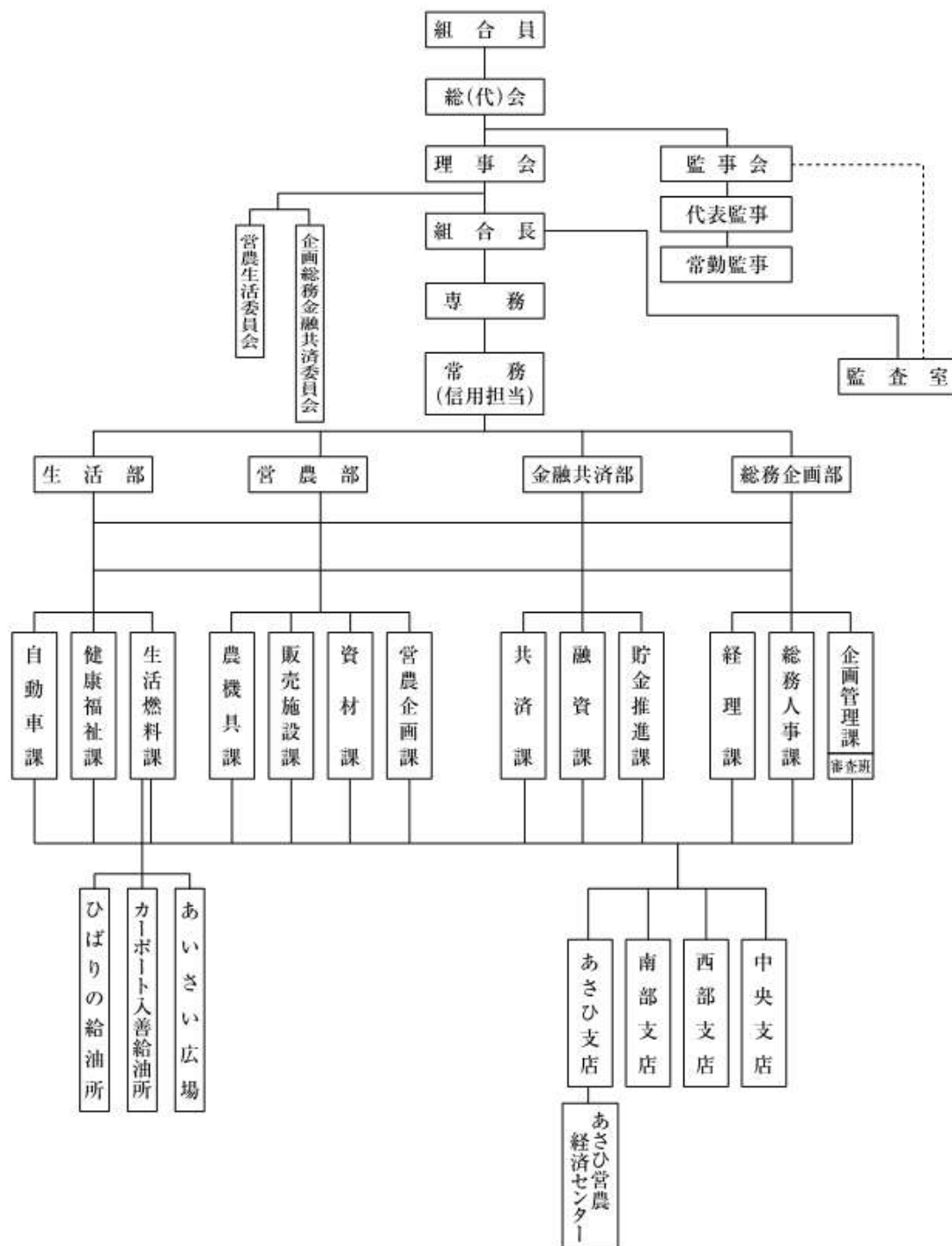
(単位:千円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	△ 235,560	△ 161,940	42,660	36,228
下方パラレルシフト	231,800	△ 56,021	△ 6,612	8,992
スティープ化	△ 19,917	98,062		
フラット化	△ 37,835	△ 62,282		
短期金利上昇	△ 124,238	△ 104,180		
短期金利低下	△ 197,331	172,726		
最大値	231,800	98,062	42,660	36,228
	当期末		前期末	
自己資本の額	7,103,487		7,142,749	

【 J A の概要】

1. 機構図

(令和7年6月1日現在)



2. 役員一覧

(令和7年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	矢 木 龍 一	理 事	岩 田 宜 久
専 務 理 事	尾 山 浩 二	理 事	浦 滝 智 子
常務理事（信用担当）	大 森 憲 一	理 事	長 能 徹 夫
理 事	善 田 ヨ シ イ	理 事	森 下 和 紀
理 事	笹 川 謙 一	理 事	中 村 素 嗣
理 事	米 山 俊 彰	理 事	田 中 智 春
理 事	松 島 渉	代 表 監 事（員外）	荻 野 孝 次
理 事	坂 口 弘 文	常 勤 監 事	長 谷 利 幸
理 事	島 幸 人	監 事	池 原 正 昭
理 事	村 田 浩 樹	監 事	数 家 善 継
理 事	小 川 勝 利	監 事	米 島 博 明
理 事	堀 一 耕 二	監 事	小 森 智 昭
理 事	能 澤 万 之	参 与	中 川 誠

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年2月現在) 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	5年度	6年度	増 減
正 組 合 員	5,129	5,013	△ 116
個 人	5,054	4,936	△ 118
法 人	75	77	2
准 組 合 員	3,587	3,525	△ 62
個 人	3,401	3,341	△ 60
法 人	186	184	△ 2
合 計	8,716	8,538	△ 178

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
生産組合長連絡協議会	157	みな穂しろねぎ出荷組合	38
みな穂集落営農連絡協議会	34	入善町肉牛組合	3
J A 青壮年部	96	ハウス雪しろねぎ生産組合	17
J A 女性部	117	入善町ジャンボ西瓜生産組合	8
朝日町農村女性グループ協議会	30	入善町みそづくり協議会 豆な海	2
入善町農村女性グループ協議会	27	入善町農村女性べ飾り協議会	5
農協親和会	70	にゅうぜん味菜	5
みのり会	58	めかとり朝日	27
年金受給者友の会	4,740	アグリネットASAHI	62
J A グリーン会	65	アグリリンク入善	53
共済代理店会	15	入善町女性農業士会 GOGO農会	22
つくしの会(ホームヘルパー)	15	ハイテク入善	44
みな穂農業協同組合役員OB会	78	みな穂もも振興会	10
職員退職者友の会	163	みな穂さといも出荷組合	16
元あさひ野農協職員OB会	53	新川きゅうり出荷組合	5
南保柿出荷組合	28	ブチの会	8
アスパラガス生産組合	2	U P A (ウコン生産者組織)	4
黒東チューリップ切花出荷組合	5	みな穂ブルーベリーの会	17
黒東電照菊出荷組合	3	露地野菜研究会 (ロジケン)	8
みな穂ぶどうの会	11	みな穂ういずOneの会	4
おいしいやさい部	14		

当 J A の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

区 分	氏 名 又 は 名 称 (商 号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所又は事業所の所在地
該当ありません			

7. 地区一覧

下新川郡全域(入善町・朝日町)

8. 店舗等のご案内

(令和7年5月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本店事務所	入善町入膳	0765-72-1190 (代)	
ローンセンター		0765-72-1726	
営農センター		0765-74-2440	
生活センター		0765-72-0169	
農産物直売所 「みな穂 あいさい広場」		0765-72-1192	
担い手対策センター		0765-74-2120	
中央支店	入善町入膳	0765-72-1138	1台
西部支店	入善町東狐	0765-72-1160	1台
南部支店	入善町新屋	0765-78-1166	1台
あさひ支店	朝日町平柳	0765-83-1111	1台
あさひ支店経済課 (あさひ営農経済センター)	朝日町大家庄	0765-83-3212	
農機具センター	入善町入膳	0765-72-0068	
オートパル入善 (自動車課)	入善町入膳	0765-72-1992	
カーポート入善	入善町上野	0765-72-2210	
ひばりの給油所	入善町舟見	0765-78-2000	
あさひ燃料センター	朝日町平柳	0765-83-1135	
健康福祉課 (ケアセンターはびねす)	入善町上野	0765-74-1852	

◎その他まちなか(旧入善支店跡地)・コスモ21・朝日町役場前にA T Mを設置しております。

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	83
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	84
○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	84
○ 事務所の名称及び所在地	86
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	85
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	20
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	59
◇ 主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇ 貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇ 貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・主要な農業関係の貸出実績	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇ 有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均残高	

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	8
○ 法令遵守の体制	11
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	29
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	64
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の	64
○ 自己資本の充実の状況	72
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	66
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
○ 貸出金償却の額	65
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	57